

障害児福祉手当について

制度の概要

【制度の趣旨】

20歳未満の児童で、精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

【支給対象者】

別表第1のいずれかに該当する児童。

別表第1

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるものの他、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- (注) 1. 上記障害程度の詳細な基準は厚生労働省が定めています。
2. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

※ ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- 1) 社会福祉施設に入所している場合。
- 2) 障害を支給事由とする公的年金（特別児童扶養手当は含まれません）を受給している場合。
- 3) 児童本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限定額以上である場合。

上記の条件に合致していると思われる場合、明石市障害福祉課にご相談ください。

【手当の支給月】

2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分を支払います。（10日支払、土日祝日の場合その前日）

【申請手続き・届出の窓口】

児童が住民登録している市の福祉事務所又は町役場。

【手当支給者の届出義務】

ア. 所得状況の審査

所得状況の審査のために、毎年8月11日から9月10日までに所得状況届を提出していただきます。

イ. 次のいずれかに該当するようになったときは、必ず届け出をしてください。もし届け出が遅くなりますと、手当を返還していただかなければならなくなる場合もあります。

- 1) 20歳になったとき。
- 2) 住所や氏名を変更したとき。
- 3) 障害の程度が軽くなったとき。
- 4) 社会福祉施設に入所したとき。
- 5) 障害を支給事由とする公的年金を受給するようになったとき。
- 6) 死亡したとき。

【認定について】

申請受付後、認定基準に従って審査をします。認定された場合は認定通知書が、却下の場合には却下通知書が送付されます。**審査には1～2ヶ月かかります。**

なお認定された場合、申請受付の翌月分から支給されます。

《申請・問合せ窓口》 ☎673-8686 明石市中崎1丁目5-1

明石市福祉部障害福祉課

TEL) 078-918-1344

FAX) 078-918-5244